2027年度 第1期 大阪トップランナー育成事業

プロジェクト認定 募集要項

大阪トップランナー育成事業※1（以下「本事業」といいます）は、新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業拡大をめざす中小企業※2 の有望なプロジェクトに対して、大阪市が認定を行い、市場投入から販路拡大までコーディネータが伴走し必要に応じたオーダーメイド型の継続的なサポートを実施することにより、将来的に大阪を代表するトップランナー企業の創出に寄与することを目的とします。

※1 本事業は、公益財団法人大阪産業局が運営しております。

※2 中小企業・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者
又は同中小企業者を含む共同企業体

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社

（中小企業庁HPを参考）

1 大阪トップランナー育成事業

1－1 本事業の趣旨

・本事業で認定されたプロジェクト（以下「認定プロジェクト」といいます）を推進する際に生じた課題の解決や、戦略的な経営ノウハウ提供等を中心としたソフト面での継続的サポート（以下「ハンズオン支援」といいます）を実施します。ハンズオン支援によって認定プロジェクトを成長軌道に乗せつつ、将来にわたって自走できるだけの力をつけていただくことをめざします。

1－2　支援内容について

・認定プロジェクトの事業拡大及び売上拡大に向けて、専任の担当コーディネータが認定プロジェクトの実施主体である企業（以下「実施企業」といいます）に対して最大1年間のハンズオン支援を行います。

・ハンズオン支援は担当コーディネータが実施企業と協議の上で作成する「目標実績表兼ハンズオン申請書」に基づき実施します。実績表でやるべきことを可視化し、必要に応じて専門知識を持ったプロの適切なサポートを行うことで事業の成長を加速させます。

1−3　ハンズオン支援（一例）

・担当コーディネータによるプロジェクトの支援計画立案、企業行動計画の立案、進捗管理など
・事業戦略策定支援（事業計画、財務計画、資本政策の立案、実行のサポートなど）
・販路拡大支援（販促ツールの作成、販売戦略策定の支援、マッチング先の紹介など）
・プロモーション支援（ウェブページ制作支援、Webマーケティング支援、プレスリリース支援など）
・展示会出展支援（出展支援、事前準備サポート、出展後フォローサポートなど）
・知的財産関連支援（知的財産関連の調査支援、出願支援など）

1−4　費用の負担について

・担当コーディネータの人件費は、公益財団法人大阪産業局が全額負担します。
・費用を伴うハンズオン支援を実施する場合、大阪市内の実施企業は、1社あたり上限額200万円のハンズオン支援金を活用し、ハンズオン支援にかかる諸費用(専門家への謝金等)の全額または一部に充当することができます。(充当の割合はハンズオン支援内容によって異なります)。
・上記とは別に関西みらい銀行から最大20万円の支給があります。
・大阪市外企業及びみなし大企業※3 には上限額200万円のハンズオン支援金の受給資格はありませんが、関西みらい銀行の最大20万円の支給を受けることは可能です。

※3 「みなし大企業」とは・・・
・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

1−5　支援期間について

・ハンズオン支援期間は2027年4月1日～2028年3月31日です。
(企業からの申し出や事務局の判断等により、上記の期間内に途中終了の可能性があります)

1−6　その他

・ハンズオン支援開始にあたっては、実施企業と公益財団法人大阪産業局の間で協定書を締結します。
・ハンズオン支援開始後は、進捗状況の確認及びプロジェクトの推進のために必要な事項を協議するため、実施企業・公益財団法人大阪産業局・大阪市において年 1～2 回以上のミーティング及び、実施企業・担当コーディネータと月 1 回以上のミーティングを行っていただきます。
・認定プロジェクトの事業拡大や課題解決に向けた適切な目標・ＫＰＩを設定するため、実施企業・担当コーディネータ・有識者・事務局の 4 者で「目標設定会議」を実施します。(ハンズオン支援開始月と、支援開始から半年経過月の合計 2 回実施予定)

・本事業の認定により、大阪市の製品・サービスの購入において有利な取り扱いを受けられるものではありません。また、担当コーディネータによるハンズオン支援を基本とし、大阪市の担当部署の紹介を行うものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

2 申請者について

2－1 申請者の要件

・以下の【A】、【B】のいずれかに該当するものとします。法人のみ対象としています。

【A】大阪市内に本社または事業所を置く企業

【B】大阪府内（大阪市外）に本社または事業所を置く企業

・ただし、NPO法人、社団法人、医療法人、士業法人、大阪府内に事業所を置かない企業は、単独での申請者又は複数の企業で申請する場合の代表企業となることはできません。
（「2－2 複数企業が共同で申請する場合」参照）

・【B】及びみなし大企業は、「1－4　費用の負担について」に記載の上限額200万円のハンズオン支援金の支給対象外となります。

・プロジェクト募集締切時点(2026年11月19日)で大阪府内での法人登記が完了していない場合は申請対象外となります。

・過去に本事業の認定を受けたプロジェクト実施企業は申請できません。

・申請者の役員、従業員及びこのプロジェクトを共同で実施する構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者である場合や、暴力団の利益になる、又はその恐れがある場合は申請できません。

2－2 複数企業が共同で申請する場合

・複数の企業が共同で申請することができます。その場合、代表となる1社を決定してください。

・代表企業は「2－1　申請者の要件」を満たす必要があります。

・代表企業は、認定申請書の作成、公益財団法人大阪産業局との連絡、各評価での面談・プレゼンテーションを、責任をもって行っていただきます。また、プロジェクトの進捗管理についても、代表企業が共同企業各社を取りまとめ、責任をもって行う必要があります。

3 申請対象プロジェクトについて

・申請対象プロジェクトは、次のすべてを満たすプロジェクトとします。

ア. プロジェクトに新規性があり、売上の拡大が見込めるもの

イ. 販売済みまたはハンズオン支援開始から３か月以内（2027年6月30日）に販売開始予定のもの※4

ウ. 大阪市経済への貢献・波及効果等が見込めるもの（本項目は「2-1 申請者の要件」がBに該当する企業に適用）

※4 上市（ローンチ）前のプロジェクトで申請される場合、事務局面談審査および有識者審査会において、**開発中の製品・サービスに関するデモンストレーションの実施を必須とします。**

4 募集期間

2026年10月7日（水）14:00から2026年11月19日（木）17:00まで

5　プロジェクト認定の概要等

5－1 認定件数

5件程度

（件数は、現時点での想定となっておりますので予告なく変更することがあります）

5－2 評価の基準

下記の視点について評価を行います。

①　代表者（事業推進者）の資質
②　プロジェクトの有望性
③　プロジェクトの実現可能性(事業検証の実績または顧客獲得や売上の実績)
④　プロジェクトのスケーラビリティ(事業規模の拡張性)
⑤　大阪トップランナー育成事業との整合性

5－3 審査の流れ

プロジェクトの認定は、書類審査、面談審査、有識者審査会を経て決定します。

①　書類審査

・エントリーシートの提出（6－1 ①提出書類を参照）が必須です。
・募集期間内に提出いただいたエントリーシートに対して、書類審査を行います。

②　面談審査（オンライン）

・書類審査を通過した企業を対象に、エントリーシートをもとに面談審査を行います。
決算書類および履歴事項全部証明書の提出（6－1 ②提出書類を参照）が必須です。
上市前のプロジェクトは、開発中の製品・サービスに関するデモンストレーションを実施していただきます。

③　有識者審査会（対面）

・認定申請書、プレゼンテーション資料及び納税証明書類の提出（6－1 ③提出書類を参照）が必須です。対面でプレゼンテーションを行っていただき、対面審査を行います。
・申請企業の代表者の参加を必須とします。
・上市前のプロジェクトは、開発中の製品・サービスに関するデモンストレーションを実施していただきます。
・必要に応じて、専門家による技術評価、財務調査を実施します。
・技術評価、財務調査の際に追加資料を提出いただく場合があります。
・有識者審査会の日時・場所等の詳細は、別途、事務局より面談審査通過企業に対して連絡します。

④　プロジェクト認定

有識者審査会の意見を踏まえ、大阪市がプロジェクト認定し、認定証を交付・授与します。
（審査の途中経過についてのお問合せには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください）

5－4　募集・審査期間中のサポート

ご希望の方には、オンラインで個別相談を実施します。（1社30分程度）

（・5-5 スケジュール参照）

・実施方法：WEB会議システムを利用します。PC、スマートフォン、タブレット等から接続していただきます。インターネット（固定回線・モバイル）環境が必要です。

・申込方法：下記のURLよりお申し込みください。
https://forms.gle/Z6KzHbaeWBrBVoar6

・オンライン個別相談では、皆さまのご質問（事業概要、ハンズオン支援事例、審査の流れなど）にお答えします。ただしエントリーシートに対しての具体的なアドバイスや添削は行いません。

5－5　スケジュール

項目	日時
募集開始	10月7日（水）14:00
エントリーシートのダウンロード	エントリーされた方に個別メールでご案内します。
個別相談（オンライン） （上記日時の中から「30分間」実施）	10月9日　（金）14:00～17:00 10月14日（水）10:00～17:00 10月23日（金）10:00～17:00 10月26日（月）10:00～17:00 10月28日（水）10:00～17:00 11月4日　（水）10:00～17:00 11月10日　（火）10:00～17:00 11月12日　（木）10:00～12:00
エントリーシート提出期限	11月19日（木）17:00 必着
書類審査結果通知	11月27日（金）以降（予定） エントリーシートを提出いただいた方全員に 結果通知をメールでお送りします。
面談審査（オンライン）	11月30日（月）、12月1日（火）～12月3日（木） 10:00～17:00 上記の内、1社30分を目安に実施します。
直近3期分の決算書の写し・履歴事項全部証明書（発行3か月以内）提出期限	12月4日（金）17:00 必着
面談審査結果通知	12月中旬（予定） 結果通知をメールでお送りします。
認定申請書のダウンロード	面談審査通過者にメールで詳細をご案内します。
認定申請書作成セミナー（オンライン）	12月15日（火）14:00～15:30 （後日、アーカイブ動画配信予定）

有識者審査会用の書類提出期限 (認定申請書、プレゼン資料、納税証明書)	2027年1月8日（金）17:00　必着 ※5
有識者審査会（対面）	2027年1月26日（火）9:00～18:00 2027年1月27日（水）9:00～18:00 上記の内、1社50分を目安に実施します。
選定結果通知	2月中旬（予定） 結果通知はメールでお送りします。
ハンズオン支援説明会（オンライン） ※参加必須	2月19日（金) 10:00～11:00 4月からのハンズオン支援開始に向けて事務局による各種説明を企業合同で実施します。
プレゼン・プレスリリース合同研修 （対面）	第1回：2月25日（木）午後 第2回：3月17日（水）午後 認定プロジェクトの認知拡大に向けて、プレゼン・プレスリリースの専門家によるレクチャーを実施します。(3月24日の認定証授与式に向けて、企業同士でのプレゼン練習も行います)
認定プロジェクト　メンタリング （オンライン）※参加必須	3月3日（水) 10:00～18:00(1社45分を目安に実施) 認定プロジェクトのブラッシュアップのため、専門家によるメンタリングを実施します。
課題抽出ヒアリング（対面） ※参加必須	3月5日（金) 10:00～18:00(1社60分を目安に実施) 2027年4月からのハンズオン支援開始に向けて、現状の課題を整理し、支援の方向性・内容・担当コーディネータの人選を明確にするため実施します。
担当コーディネータ決定連絡	3月中旬（予定）にメールでご案内します。
認定証授与式・ 認定事業プレゼンテーション ※参加必須	3月24日（水）午後 大阪市中央公会堂にて、認定証授与式及び事業プレゼンテーション会を実施します。
ハンズオン支援開始	4月開始（予定）
目標設定会議（対面）① ※参加必須	4月16日（金) 9:00～18:00(1社60分を目安に実施) 企業・担当コーディネータ・有識者を交え、ハンズオン支援開始から半年間のハンズオン期間の目標、KPI等を決定します。
目標設定会議（対面）② ※参加必須	2027年9月中旬 9:00～18:00(1社60分を目安に実施) 企業・担当コーディネータ・有識者を交え半年間の進捗、成果、課題を振り返り、残り半年間の目標、KPI等を決定します。

・ 上記日程は変更の可能性がございます。

・ 期限内に有識者審査会用の資料提出がない場合、有識者審査会へ参加することができません。

・ 申請企業の代表者は、有識者審査会への参加を必須とします。

※5　1月8日（金）17:00までに提出した有識者審査会用の各種書類に不備等があった場合は、1月14日（木）17:00までに資料の修正・再提出を求めます。同時刻以降の後日受領はできませんので、ご了承ください。）

6 申請方法

6－1 提出書類

① **書類審査**（提出方法については6－3を参照）

※11月19日（木） 17:00必着

申請者区分	【A】大阪市内企業 【B】大阪府内（大阪市外）企業
エントリーシート(PDF)	○

② **面談審査（対象：「書類審査」通過企業）**

※12月4日（金）17:00必着

申請者区分	【A】大阪市内企業 【B】大阪府内（大阪市外）企業
(1)直近 3 期分の決算書の写し	○ ※6
(2)履歴事項全部証明書 （発行 3 カ月以内のもの）	○

※複数企業で申請する場合は、上記書類を申請企業全社分ご提出ください。

③ **有識者審査会（対象：「面談審査」通過企業）**

※2027年1月8日（金）17:00必着

申請者区分	【A】大阪市内企業 【B】大阪府内（大阪市外）企業
(1)認定申請書（PDF）	○
(2)プレゼンテーション資料	○ ※7
(3)大阪市税（全税目）の納税証明書(直近分／発行 3 カ月以内のもの) ※大阪市外の企業は大阪府税（全税目）の納税証明書（直近分／発行3 カ月以内のもの）	○ ※8

※複数企業で申請する場合は、上記書類の内 (3)の納税証明書のみ申請企業全社分ご提出ください。

※6 決算書とは、下記のものを指します。

【法人の場合】決算報告書一式（税務署に提出したもの全て）

ア）法人税確定申告書

法人税申告書別表一～十六（固定資産台帳含む）

※別表一は税務署受付印のあるもの（電子申告で受付印が無い場合はメール詳細、または受信通知の写）

イ）法人事業概況説明書(資本金が1億円以上の法人の場合は、法人事業概況説明書の代わりに会社事業概況書)

ウ）決算書

貸借対照表

損益計算書

販売費及び一般管理費

株主資本変動計算書

個別注記表

キャッシュフロー計算書（作成している場合）

エ）勘定科目内訳明細書

・複数企業で申請される場合は、申請企業全社分の決算書を提出ください。

・創業後3年未満の場合は、創業年度以降の決算書を提出ください。

・申請者が他法人の代表者を兼務している場合には、当該法人の直近の3期分の決算書類もご提出ください。
また、必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

※7 指定のフォーマットはございません。

有識者審査会でスライド投影できる形式(PowerPoint、PDF等)にしてください。

PowerPoint の場合はMicrosoft PowerPoint2010 以降で使用できるファイル形式で作成をお願いいたします。

※8 未納の額が無いことが分かるもの

6－2　エントリーシートの入手方法

・下記よりエントリーして下さい。
https://ebis.obda.or.jp/service/506445/detail

・エントリー完了後、エントリーシートのダウンロード先をメールにてお知らせします。

・メール内のリンクより「プロジェクト認定エントリーシート」フォーマット（Excelファイル）をダウンロードしてください。

6－3 エントリーシートの提出方法

・提出方法：電子メールのみ

・留意事項

① エントリーシートをPDF化して、電子メールで oubo-tr@obda.or.jp あてにご提出ください。

② 容量制限により、5MBを超えるメールは受信できません。5MBを超える場合は、ファイルを分割するか、圧縮して送信してください。ファイルを圧縮して送信する場合は、必ずZIP形式で圧縮してください。

③ 提出書類の受領後 2 営業日以内に、エントリーシートに記載されたアドレスあてに、受領メールをお送りします。受領メールが届かない場合は、提出書類を受理できていない可能性がありますので、8 のお問い合わせ先までお問い合わせください。

④ 有識者審査会に必要な提出書類・提出方法の詳細については、面談審査通過企業に対して、事務局より別途連絡いたします。

7 注意事項

7－1 提出書類

提出された書類はお返ししません。

7－2 個人情報等

申請書類における個人情報及び法人情報は、主催者である公益財団法人大阪産業局及び大阪市、助成金支給事業者である関西みらい銀行が大阪トップランナー育成事業の運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。なお、提出いただいた情報は書類審査及び必要な調査・事務処理等のため、主催者に加え、審査員が利用いたします。

また、提出いただいた個人情報及び法人情報は承諾なく、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合（上記を含む）を除き、第三者に提供することはありません。

7－3 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する場合があります。

① 申請資格を有しないことが判明したとき
② 審査員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めたとき
③ 申請書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
④ 指定の期日までに審査に必要な書類又はデータを提出しなかったとき
⑤ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行ったとき

7－4 認定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す場合があります。

① 認定されたプロジェクトに適合しない事業を実施しているとき
② 大阪市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
③ 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき
④ 各法令等に抵触する行為をしたとき又はその恐れがあるとき
⑤ その他、個別支援を行うことが適切でないと公益財団法人大阪産業局が判断する事実が判明したとき

7－5 認定プロジェクトの公表等

認定を受けたプロジェクトについては、プロジェクトの名称や概要、企業名・代表者名等を公表します。また、成果等について広くPRして、認知度の向上を図ります。公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

7－6 その他

① 事業報告
実施企業には、支援期間中及び支援が終了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間、認定プロジェクトの成果等について、報告書の提出を求めるとともに必要に応じてオンラインによるヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

② 知識経験等の還元
大阪の中小企業振興に寄与するため、講師としてご講演いただくなど、知識や経験等の提供を求めることがあります。

8　お問い合わせ先・申請書類提出先

＜お問い合わせ先＞

「大阪トップランナー育成事業」事務局

TEL:　06－6271－0303 （プロジェクト認定担当）

E-mail:　oubo-tr@obda.or.jp　（申請専用アドレス）

お問い合わせ受付時間:　10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く平日）